

健発0315第5号  
令和3年3月15日

各  
〔 都 道 府 県 知 事  
保 健 所 設 置 市 市 長  
特 別 区 区 長 〕 殿

厚生労働省健康局長  
( 公 印 省 略 )

外交上の特別の事情がある場合の新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」（令和3年2月16日付け厚生労働省発健 0216 第1号厚生労働大臣通知）において実施を指示したところです。

今般、内閣総理大臣等が外交交渉を行うに際する新型コロナワクチンの接種の考え方を整理しましたので、下記のとおりお示しします。

#### 記

内閣総理大臣等が相手国に渡航し外交交渉を行うに際し、相手国との外交上の特別の事情により、渡航前に予防接種を行う必要があると認められる政府代表団の一員（ただし、職務内容に照らし必要最小限の人員に限る。）については、その特別の事情に鑑み、渡航前に予防接種を行うことができること。